

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第701号

令和4年3月20日編集

発行所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電話 048(645)1906
FAX 048(648)1865
E-mail: s-vm@vesta.ocn.ne.jp
URL: <https://www.saitama-vm.org/>
振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 高橋 三男

編集責任者 大橋 邦啓

印刷所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

公益社団法人埼玉県獣医師会第74回定時総
会並びに埼玉県獣医師連盟総会の開催につ
いて…………… 1
令和3年度第2回集合狂犬病予防注射実施者
講習会をWebで開催…………… 1
狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令
の施行について…………… 7
第21回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会・
第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大
会 (令和4年度) について…………… 9

会務報告

令和4年度集合狂犬病予防注射資材売買契約
会……………14
第2回狂犬病予防委員会 (書面開催) ……14
第2回班長会議 (書面開催) ……14

ひろば

埼玉県獣医師会学術講習会 (東支部担当
(Web開催)) の開催報告……………15

お知らせ

日本獣医師会からのお知らせ……………15
埼玉県獣医師会提携ローンについて……………21

埼玉県獣医師会学術広報版……………23

事務局より

事務局メモ……………24

編集後記……………25

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めます。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

公益社団法人埼玉県獣医師会第74回定時総会 並びに 埼玉県獣医師連盟総会の開催について

定款第14条に基づく公益社団法人埼玉県獣医師会第74回定時総会につきまして、以下の日程を予定していますが、開催方法等につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら検討させていただきます。

記

- | | | | |
|-----------------------|-------------------|-------|---------------------------------------|
| 1. 日時 | 令和4年6月9日(木)午後 | 第3号議案 | 令和4年度会費(負担金)および入会金(案)に関する件 |
| 2. 場所 | さいたま市大宮区「清水園」 | 第4号議案 | 令和4年度一時借入金の最高限度額および借入・預入先金融機関の決定に関する件 |
| 3. 議事 | | 第5号議案 | 令和4年度役員報酬に関する件 |
| 報告事項 | | 第6号議案 | 役員の補欠選任に関する件 |
| 令和4年度事業計画および収支予算に関する件 | | 付帯決議 | |
| 決議事項 | | | |
| 第1号議案 | 令和3年度事業報告の承認に関する件 | | |
| 第2号議案 | 令和3年度決算の承認に関する件 | | |

埼玉県獣医師連盟総会の開催について

前記の埼玉県獣医師会第74回定時総会開催に先立ち、令和4年6月9日(木)午後に、埼玉県獣医師会総会会場(さいたま市大宮区「清水園」)において開催する予定ですが、こちらも開催方法等につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら検討させていただきます。

- 日時
令和4年6月9日(木)午後
- 場所
さいたま市大宮区「清水園」
- 議事
 - 第1号議案 令和3年事業報告および収支決算の承認に関する件
 - 第2号議案 令和4年事業計画および会費徴収(案)に関する件

令和3年度第2回集合狂犬病予防注射実施者講習会をWebで開催

令和4年3月16日(水)13:30から令和3年度第2回集合狂犬病予防注射実施者講習会をZoomミーティングによるWeb講習会として開催しました。

任意参加ではありましたが、3月17日(木)、3月18日(金)には見逃し配信も実施したところ合計128名の先生に視聴していただきました。

その内容は以下のとおりです。

1 開会(中村 滋副会長)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度第2回集合狂犬病予防注射実施者講習会をWeb講習会として開催させていただきます。お忙しいなか参加されている先生方には大変ご苦勞様です。

集合注射の会場では、予防注射接種後の副反応などの事故に対する迅速な対応をお願いします。市町村、班長、狂犬病予防委員、狂犬病予防委員長、支部長、事務局に連絡し、迅速な対応をお願いします。

犬が人を咬んだ場合は飼い主は保健所に届け、獣医師に狂犬病の鑑定を依頼する義務があります。本会入会時にお渡している狂犬病鑑定要領に沿って、2週間の間に3回以上鑑定を実施し、その都度飼い主に鑑定書を交付し、保健所と咬まれた人に交付するよう指導してください。病院注射の事例ですが、以前、飼い主が咬傷犬であることを申告しなかったため、鑑定前にワクチンを接種した事例があり問題になったことがありました。咬傷犬には鑑定前に予防注射をすることがないように十分注意してください。

コロナ禍での集合注射となります、衛生面に昨年同様十分に気をつけていただき、先生方の御協力のもとで集合注射が無事終了することをお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。



開会：中村 滋副会長

2 会長挨拶(高橋三男会長)

皆さんこんにちは。本日はこのような変則的な研修会となったところですが、きわめてお忙しいところご参加いただきありがとうございます。

もうすでに開会で、中村滋副会長から、私が申し上げたかった狂犬病に対する重要で最も大切な点を説明していただきました。中村副会長は長年狂犬病予防委員長をお務めになり、その後副会長としては開業部会第1運営委員会の委員長として長くご活躍いただき、小動物の診療の第一線で私の右手、いや両手として、長きにわたりご活躍をいただいているところであります。そしてさらに小暮一雄副会長も学術面におきましては、素晴らしい功績を残した副会長であり、そのお二人にお力をいただきながら、埼玉県獣医師会はまさに全国でも誇れる、定評のある埼玉県獣医師会として全国から注目をいただいております。

さて、申すまでもなく、ここ約3週間の間、毎日朝起きるとテレビからロシアとウクライナの戦争の情報が目に耳に入ってきます。そして新聞を開くとこれまた戦争の記事という状態です。戦争といえば、我が日本はまさに昭和16年12月8日にアメリカに毅然として挑戦をしてから4年後の昭和20年8月15日に終戦を迎えたところであります。私も振り返ってみますと、いまあの時の状況が本当に昨日のように蘇ってきます。小学校1年のときでありました。学校には何もなく、朝は裸足で学校に行き、池の水を汲んで足を洗って教室に入る。そして学校の低学年、1年生から3年生までは朝8時半から始まり10時半になると家に帰る。そして昼番の高学年は11時から午後の授業、というようなことで、まことに変則的な環境で勉強をしておりました。また姉や兄は学徒動員ということで軍事工場に兵器の部品を作るために行っておりました。しかし、今の我が日本では大多数の方が戦争を知らない世の中ということでございます。私も今日はいろいろ皆様方に日頃の状況をお話しようと思っておりましたが、その当時から現在まで、狂犬病への対応がどう変遷したか、狂犬病の歴史を紐解きながら、ほかの皆さんとは変わった角度からお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、学校の状況はお話しさせていただきましたが、当時は生活のすべてが軍事優先であり、「欲しがり

ません勝つまでは」ということで、歌はすべて軍歌に置き換わり、学校でも教えられました。「アメリカぐらいは一跨ぎ」こんな替え歌を我々は先輩から聞きました。その当時の日本の状況はとにかく今のウクライナ以上の厳しい状況に陥っていたのが事実であります。狂犬病の犬が非常に多く町の中をうろついていたのも事実であります。そういう状況の中で、終戦を迎えました。我が日本はすべてアメリカの占領下となり、マッカーサー司令官が日本に来ました。すべて日本の国のシステムを軍国主義からアメリカ式の民主主義に変えなさいとい



会長挨拶：高橋三男会長

うことで、その当時の日本の経済は、財閥と小作人、その当時の言葉としては卑劣な言葉ではございますけれど、最低の身分としての小作人によって成り立っていました。それをまず財閥を解体し、農地解放ということで、地主が持っている土地を小作人に全部開放しなさいというマッカーサーの一声で、かえって日本は民主的な第一歩を踏み出したという風に思っております。そして我が国にはアメリカの兵隊さんが町中、ジープに乗って占領軍として威力を発揮していましたが、そこで問題は起きたわけであります。何が起きたかという、日本の犬は外国から来る進駐軍の兵隊さんをめがけて噛みつくという、アメリカから見れば、日本人の大和魂ということは聞いているけれど、犬まで外国人、アメリカ人を見ると噛みつくんだと、そういうようなことで狂犬病が大変大きな問題になったわけであります。そしてマッカーサーも日本が狂犬病に対してどうしてどうもこうもしていない。北里大学の研究で、血清を16回打つ治療法をやっているが思うようなことはない、アメリカでは予防注射をすでに打ってるんだと、それでは日本に予防注射がなければ、すぐアメリカから送ってもらえということで、アメリカのワクチンを打ったわけであります。その時に埼玉県において注射に携わった先生は、瀬島孟先生のお父さんの瀬島昂先生、前回の狂犬病予防委員長を務めた渋谷正志先生のお父さんの渋谷晃先生が中心になりましたが、人手が足りず、警察官が警棒を注射器に持ち変えて予防注射を打ちました。それがもとで、鹿児島県出身の衆議院議員、原田雪松先生が日本において狂犬病予防法という法律を議員立法で立ち上げて満場一致で可決承認され、正式には昭和27年から保健所法によって注射が法的に実施をされました。そして、昭和31年を最後に現在まで我が国では狂犬病は発生しておらず、予防注射の功績によって、狂犬病予防法によって、撲滅がされている、こういう現状であります。まあそのような流れの中で、我々、いまコロナ、そしてコロナの脅威によって尊い人の命が落とされる、今度はまた地球上で人が人を殺して勢力を伸ばすという、本当に歴史は繰り返すというような社会情勢であります。いずれにしても、そういう経過を踏みながら、日本は急遽、アメリカから50ccのワクチンを輸入して、アメリカの兵隊さん、そして日本の国民に注射を打った。その当時のワクチンは犬への注射の量は大型犬には8cc、中型犬には5cc、小型犬には3ccということで、私も昭和43年に集合注射に仲間入りをさせていただきま

した。そういう経過で注射を行って来て、現在は、1頭1針1ccですべて大きい犬、小さい犬問わず、これで完全なる予防ができるという。しかし、地球上では今でも厚労省の発表によりますと10分間に1人が狂犬病で死亡している状況であります。こういう事を考えても、やはりいかに予防注射というものが大事であるか、狂犬病がないから受けなくていいんだ、これは逆説でありまして、やはり先進国である日本においてはしっかりとした体制でやっていかなければならない。そこに公益社団法人埼玉県獣医師会が行政と手を携えながら、この問題に皆さん方の開業の先生方の理解ある先生方に、埼玉県獣医師会として、公正取引委員会の指導をいただきながら、行政と公益社団法人とが契約を結びながら公正的な料金でこの事業を現在進めている、その原動力は埼玉県獣医師会、本日この研修会にご参加をいただいている埼玉県獣医師会の会員の先生方でございます。改めて、この事業にご協力いただきまして本当にありがとうございます。そういう状況の中で、一時、平成18年には埼玉県の集合注射が189,300頭、そこまで集合注射の接種率が上り、もう少しで20万頭というところで、それをピークに毎年下降線をたどって来て、現在、令和3年には新型コロナウイルスの感染拡大防止に注意を払いながら、最大限の体制を獣医師会としても、行政と手を携えながら注射が実施されているところであります。集合注射に獣医師が参加して新型コロナに感染した場合には法に従って営業停止をしなければならない、こういうこともありました。あらゆる角度から注射に対しましては、行政と手を携えながらやってまいりました。その結果、そしてまた、犬の飼育者が増えるに従い、地域の動物病院も増加の一途をたどっております。狂犬病の予防注射は、集合ですので、時間も制限される場合もあります。そういう場合には地域の動物病院で注射を済ませて、万全を期していただきたい。こういう政策も行政と獣医師会であわせて実施をしているところであります。ですから、集合に来なくても、万全を期して予防体制はしたいということで、現在、両面からこの事業を進めているのが実状でございます。この狂犬病の予防注射料金は2,950円と可能な限り低く押さえていますが、その中で先生方に技術料として還元するお金は事務局の鴻巣専務をはじめ、事務職員に知恵を絞っていただき、技術料は全国でも上位にランクされています。公共性のある事業であります。私はできるだけ、最小の経費で、最大の効果を上げるような会の運営をしていく、これが会長としての使命ではなかろうかということで、できるだけ会の経費を節減しながら効率的な会の運営、そういう事で務めさせていただいているところであります。

先ほど中村副会長から本当に自分で培った経験を改めて、わずかな時間ではありましたが、貴重なお話をいただきました。今は昔と違って、飼い犬が人を噛むということは刑事問題になるなど非常に大変な問題を起こすわけであります。すぐ保健所に届け出をしなければ、これは飼主の責任として大きな問題になるわけであります。ましてや、顔、そしてまた身体の部位によっては咬まれた場所に後遺症が残る場合もありますが、我々獣医師が行う咬傷犬の狂犬病の鑑定というものは最も大事なことであります。昨今の大学生は大学のカリキュラムでも狂犬病というものをあまり勉強してこないのが現状であります。ですから狂犬病の鑑定はどのように診るんだろう。我々が先輩から聞いたときは、狂犬病は暴れるのでとにかく離れて、捕まえることはできないから静かに後を追って、犬の行動をしっかりと見るのが大事だと教えられました。今の方々は、何か捕まえて、捕まえること自体が難しいわけであります。そして血液検査、なんの血液検査するんだかわからない、中にはレントゲンを撮るとか、そういうことは狂犬病では必要ないんです。とにかく三回しっかりと診るということ。中村副会長はいい時期にいい話をしていただいたと心から感謝を致すところであります。なお、本日はこれから狂犬病予防委員長の青山先生にも集合狂犬病予防注射の注意事項の説明もさせていただきます。私たちの行う集合狂犬病予防注射は行政と手を携えてお互い持っているノウハウを有効に発揮して飼育者に安全な方法で安心して狂犬病の予防注射を受けていただく、これが我々の最終目的であります。そのためにも青山委員長のお話しをご清聴のほどよろしくお願い申し上げます。なお、昨年は二つの市が集合注射を中止しましたが、狂犬病予防委員会の青山委員長、南支部の宗像支部長が中心になって、市長や担当局長など市の幹部の方とお話しをしていただき、今回の実施について了解を得ることができました。市長さんが

集合注射の広報を私たち獣医師会にも届けていただきまして、広報として皆様方に周知徹底したということで、我が埼玉県各市町村、全地域と埼玉県獣医師会が責任をもってこの事業を進めるということでございますので、皆様方の一層のご尽力、そしてまた担当の市の先生方にも心から感謝を申し上げます。

あと5分で私に与えられた時間はなくなるわけでございますけれども、いま日本獣医師会におきましては、大きな問題となっているのはマイクロチップの法制化の問題であります。この問題は狂犬病の注射は厚労省、マイクロチップは環境省、ということで同じ役所ではありますけれども立場が違っている状況で、この法制化がされているところであります。この問題も、現在、獣医師会の考え方、環境省の考え方、さらには厚労省の狂犬病の関係、登録の問題、各々の立場から協議をしているということでございますけれども、ひとまず、6月からこの制度はマイクロチップの装着が法制化されるということになっています。まだ具体的な話し合いは最終的に煮詰まっていらないようであります。昨年の11月から全国の地方獣医師会の会長や事務局長を対象にWebで説明会を2〜3回開催をしましたけれど、なかなか結論に進めないようであります。この事につきましても、おいおい情報が入り次第お話をさせていただきたいと思っております。あと、一つ。我々動物病院の要であります動物看護師が、愛玩動物看護師として国家資格となる制度が5月1日からいよいよスタートするわけであります。来年には新しく国家試験を受けて正々堂々と動物病院で愛玩動物看護師というネーミングを取得して、我々の動物病院で人と動物の共生を目指したこの仕事を幅広くやっていただくという法律が制定されたわけであります。そこで今まで、動物専門学校を卒業して動物看護師という名前で勤務していただいた方々が、改めて来年以降国家試験を受けていただかなければそのネーミングは使えないことになります。どのようなネーミングであれば使用できるか、日本獣医師会と学校法人動物愛護学校の先生方とが協力して60いくつかの名前を出して国に問い合わせたところ、動物看護師とそれを連想させる文字が入っている名前は使用できないということでした。これからネーミングについて検討するというのが、日本獣医師会としても大きな問題であります。

そのような流れの中で、埼玉県でも開業の先生方が増えているわけですが、なかなか獣医師会に入っていない。お互いに動物愛護、動物と共生する事業で、組織を通して自分の能力を発揮していただきたいと思っております。自分の病院だけで一生懸命やる熱意は結構でありますけれども、これからはやはり医師会にしても、何の団体にしても、一人一人の力には限界があります。しかしその方々が一つの目標に向かって力を合わせることによって、大きな社会貢献ができる。そのために私たちは獣医師というライセンス、獣医師でなければこの仕事はほかの事業者の方にはできない、あなた方がこの道で社会のために生涯をかけて努力をしていただきたい、期待していますというライセンスを私たちはいただいているわけであります。病気を治すこと、それは我々に与えられた仕事としては十分でありますけれど、やはり国家ライセンスというのは地域社会に貢献するためにいただいた我々にとっては尊い価値のあるライセンスであります。獣医師として、これから少しでも余裕ができたなら社会貢献というものを目指して、皆さんと努力して、そしてどんな偉い人でも自分で365日、日常生活のなかで自分で作ったものを使うことは一つもないのです。朝起きて、ご飯を食べる。茶碗一つを見ても箸一つを見ても自分で作ったものではありません。どんなに立派なことを言っても自分で作ったものは何もないのであります。こういう社会の中に生きていく。やはりそういう事も獣医師会の先生方には、私も獣医師会では最長老のような年齢に差し掛かったので、まあ年配の独り言というようなことで、皆さん聞き流していただいても結構ですけど、これから、やはり我々は貴重なライセンスを持った、これは命を失うまでライセンスを立派に発揮しながら、世のため人のために頑張っていきたい。こんな気持ちで私も皆さんと共にこれからも人生を歩んでいきたいと思っております。どうか集合狂犬病予防注射はもう目の前でございます。皆様方のご協力を心からお願い申し上げまして、本日会長としてのお願いと御礼を込めたご挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

3 狂犬病予防委員長訓示(青山利雄委員長)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した集合注射を実施すること。
- 会場でアナフィラキシーが起こった場合を想定した準備をしておくこと。
- 緊急時に対応できるよう1会場3名以上の出場獣医師を確保すること。
- 問診を徹底し事故を未然に防ぐこと。
- 問診時に接種後の体調不良が想定される場合は当日の注射を猶予し、後日会員病院での接種を指示すること。
- 飼育者に対し、帰宅後の犬の体調変化に十分注意するよう説明し、異常があった場合には会員の病院に問い合わせをするよう指示をすること。
- 会場で咬傷事故が起こらないよう注意すること。

以上について説明を加えながら訓示が行われ、令和元年度の集合狂犬病予防注射実施者講習会で「ワクチン投与副反応に対する救急対応」について講演をいただいた中村篤史先生(TRVA夜間救急動物医療センター院長)の資料が示されました。

最後に事務局が補足説明をして午後2時30分に閉会となりました。



青山利雄狂犬病予防委員長

アナフィラキシーかと思ったら

—蘇生のための3ステップ—

ここをチェック！

意識レベル（立てているか？） 粘膜！（白い、冷たい） 脈の確認（頻脈、徐脈）

① エピネフリン筋注 0.01mg/kg

STEP1 1mlシリンジに0.1ml Epi → 生理食塩水で1mlにアップ

STEP2 1kgあたり、0.1ml残るように量を調整する（ex: 3kgであれば 0.3ml残す）

STEP3 0.1ml/kg 筋肉内注射する

※血圧上昇なければ、5~10分後、再投与

② 静脈確保 と 静脈点滴（急速輸液）

生理食塩水、乳酸リンゲル 10ml/kgを15分程度で急速投与

③ 補助治療 デキサメサゾン 0.1mg/kg、H1/H2ブロッカー投与

場合によっては、挿管による気道確保を優先する

TRVA夜間救急動物医療センター 中村篤史

令和元年度の集合狂犬病予防注射実施者講習会
「ワクチン投与副反応に対する救急対応」資料抜粋
中村篤史先生（TRVA夜間救急動物医療センター院長）

生衛第538-3号
令和4年3月1日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会 長 高 橋 三 男 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二(公印省略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)
埼玉県保健医療部長から以下のとおり通知がありました。

本県の狂犬病予防の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
標記について、令和4年2月25日付け健発0225第6号にて、厚生労働省健康局長から別添写しの
とおり通知がありましたのでお知らせします。
なお、本件につきましては、各市町村長あて別途通知しておりますことを申し添えます。

(写)

健発0225第6号
令和4年2月25日

各 { 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長 } 殿
特 別 区 長 }

厚生労働省健康局長
(公印省略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第26号)が公布され
たところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、
その適切な運用に御配慮願います。

記

1 改正の趣旨

- 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、犬の
所有者又は管理者は、その犬に狂犬病の予防注射を年1回受けさせなければならないことと
されている。
- 当該予防注射の時期については、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下

「則」という。)第11条第1項及び第2項の規定により、生後91日以上の子の所有者は、4月1日から6月30日までの間(生後91日以上の子であつて、予防注射を受けたかどうか明らかでない子を所有するに至つた場合は、その子を所有するに至つた日から30日以内)に当該予防注射をすることとされている。

- 今般、現下の新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえ、当該期間内に予防注射を受けさせることができない場合を考慮し、令和4年における取扱いについて所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

令和4年3月2日から同年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、則第11条第1項又は第2項(これらの規定を同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった子の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその子について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととする。

3 施行期日

令和4年3月2日から施行する。

4 留意事項

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、法第5条第1項で規定する狂犬病の予防注射そのものを不要とするものではないこと。
- (2) このため、子の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに子に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。

3日獣発第339号
令和4年3月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 蔵 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)の参加登録について

貴会におかれましては、常日頃から学術活動をはじめとした本会の事務事業運営に格別なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり「第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会」及び「第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)」につきましては、令和4年11月11日(金)~13日(日)の3日間、ヒルトン福岡シーホークにおいて開催することとして鋭意開催準備を進めているところです。

つきましては、このたび「第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会」のホームページからの参加登録(両大会一括登録)を開始いたしましたので、貴会会員等関係者に周知のうえ、同封のDVD 等ご活用いただき、両大会への参加登録の推進についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

参加登録サイト：<https://va.apollon.nta.co.jp/fava2022/>

なお、貴会において、参加登録希望者を取りまとめ、一括して登録及び登録料の支払いをする際も同サイトから登録が可能である旨申し添えます。

また、新型コロナウイルス感染の新規感染者数が減少し、現在、発出されているまん延防止等重点措置が解除された際は、担当職員が貴会に来会して、ご説明とともに参加登録のご依頼にお伺いする予定ですので、その際にはご承諾を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

第21回

アジア獣医師会連合(FAVA)大会

[連携開催] 第40回 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)

ONE HEALTH APPROACH FROM ASIA 2022 FAVA



会期

2022年

11月11日(金)~13日(日)

会場

ヒルトン福岡シーホーク

〒810-8650

福岡県福岡市中央区地行浜2-2-3

大会長

藏内 勇夫

[公益社団法人日本獣医師会 会長]

アジアからのワンヘルスアプローチ

～動物と人の健康は一つ。それは地球の願い～



第21回
アジア獣医師会連合(FAVA)大会
大会長 **藏内 勇夫**
[公益社団法人日本獣医師会 会長]

【第21回 アジア獣医師会連合(FAVA)大会の開催によせて ワンヘルスをご存じですか？】

アジア獣医師会連合(FAVA)は日本をはじめとするアジア・オセアニア地域23カ国・地域の獣医師会の
連合組織であり、第21回FAVA大会は、ワンヘルスをテーマとして開催いたします。ワンヘルスの理念
は、地球の持続的発展を図る上で人の健康、動物の健康、環境保全の三者は欠かすことができないとする
もので、獣医師、医師、環境分野の研究者等の関係者が緊密な協力関係を構築して活動し、人獣共通感染
症、薬剤耐性菌等の課題の解決を図るものです。この記念すべき大会に、多数の獣医師の方々やワン
ヘルスを推進する上での協力者である医療関係者、環境問題の研究者の方々、さらに市民の方々のご参加
を期待しています。

主催

公益社団法人日本獣医師会 アジア獣医師会連合

共催

福岡県 福岡市

運営

株式会社日本旅行 九州法人営業部

お問合せ

第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会 運営準備室 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1-5F

TEL

092-451-0606

FAX

092-451-0550

E-mail

fava_fukuoka@nta.co.jp

プログラム

※下記プログラムは2022年3月時点の情報です。内容は今後変更される可能性があります。



11月11日(金)

第1会場	午前	開 会 式 開会挨拶 ◎ 藏内 勇夫[日本獣医師会会長・FAVA会長(現FAVA副会長)] 来賓挨拶 ◎ ラファエル・ラガンズ[WVA会長]、クアザ・ニザムディン・ビン・ハサン・ニザム[現FAVA会長]、 農林水産大臣、厚生労働大臣、環境大臣、福岡県知事、福岡市長 記念講演 免疫チェックポイント阻害因子の発見とがん治療への応用 ◎ 本庶 佑[2018年ノーベル生理学・医学賞]
	午後	特別シンポジウムPart I アジアからのOne Healthアプローチを考える COVID-19とワンヘルス 1. 新型コロナウイルス感染症の臨床及び診断的特徴 2. 新型コロナを含む新興ウイルス感染症の病理 3. 新型コロナを含む動物由来感染症 4. 新興感染症の征圧を目指して 特別シンポジウムPart II アジアからのOne Healthアプローチを考える 人と動物の共通感染症とワンヘルス 1. 狂犬病の対策におけるワンヘルスの実践と課題について 2. アジアにおける新興ダニ媒介性ウイルス感染症 3. 鳥インフルエンザの現状と課題 4. アジアにおける蚊媒介性感染症の現状と課題

第2会場	午前	開会式・記念講演サテライト会場 招待講演1-1 小動物診療の最新技術 <小動物の心臓外科の進展> 1. 小動物の心臓外科の進展 2. 日本における犬の僧帽弁修復術 3. イギリスにおける心臓外科手術 招待講演1-2 小動物診療の最新技術 <小動物の腫瘍療法の最前線> イヌ悪性黒色腫に対する免疫チェックポイント阻害薬の臨床研究
	午後	招待講演2 野生動物/展示動物 <保全医学の観点を踏まえた野生動物対策> 1. OIE野生動物保全プログラムー アジア太平洋地域における野生動物保全の意義 2. 野生動物の健全性とワンヘルスアプローチ <希少種保全における獣医師の役割> 動物園における獣医師の役割ー 生物多様性と地球環境保全への取り組み 招待講演3 動物福祉(アニマルウェルフェア) <各国における動物福祉法制> 1. 日本の動物福祉の現状について 2. 動物福祉の評価方法 3. 動物福祉における獣医師の役割

11月12日(土)

第1会場	午前	特別シンポジウムPart III アジアからのOne Healthアプローチを考える 薬剤耐性(AMR)とワンヘルス 1. 特別講演 獣医療分野における薬剤耐性菌対策の国際的な取り組み状況 2. 特別講演 人ー 動物連関で創られる Pandemic, Silent Pandemic 薬剤耐性(AMR)とワンヘルス シンポジウム:アジアにおける動物由来薬剤耐性菌の現状と課題 <小動物医療分野> 日本の伴侶動物分野における薬剤耐性菌の現状と課題 <小動物医療分野> タイ国の伴侶動物分野における薬剤耐性菌の現状と課題 <生産動物医療分野> 日本の食用動物分野における薬剤耐性菌の現状と課題 <生産動物医療分野> 韓国の食用動物分野における薬剤耐性菌の現状と課題 <環 境 分 野> 薬剤耐性菌のヒトに至る経路としての環境の重要性
	午後	招待講演1-3 小動物診療の最新技術 <小動物獣医療へのmicroRNAの診断的応用> 1. microRNAを用いたイヌ悪性腫瘍における早期診断法の確立 2. イヌとネコの尿中に出現するmicroRNAの意義 招待講演1-4 小動物診療の最新技術 <小動物の痒みに対する診断アプローチ:犬と猫の違い> 1. 犬猫の皮膚感染症 2. 犬猫のアレルギー性皮膚炎 招待講演1-5 小動物診療の最新技術 <小動物の慢性腎臓病の薬物療法ー理論と実践ー> 1. 慢性腎臓病の薬物療法における治療戦略 2. 慢性腎臓病に対するRAS抑制薬の使い方 3. 慢性腎臓病における微小循環改善の意義





11月12日(土)

第3会場

午前

招待講演4 畜産分野のICT / AI活用 <畜産分野におけるICT (情報通信技術)およびAI (人工知能)の活用と展望>

1. 牛群管理におけるICTおよびAIの活用と展望
2. ICTを活用した牛の繁殖管理システム
3. 新規多機能尾部センサーと機械学習を用いた牛の繁殖管理技術
4. AIを活用した家畜疾患の早期発見技術の開発

午後

招待講演5 家畜伝染病対策

1. 日本の豚飼養農場と野生イノシシにおける豚熱の発生
2. 韓国におけるアフリカ豚熱の発生と防疫対策
3. アフリカ馬疫：タイにおける発生の教訓

第4会場

午前

招待講演6 馬の細菌感染症 <馬科学、獣医療における最近の話題「ウマからヒトへ、ヒトからウマへ、今注目すべき馬の細菌感染症」>

1. MRSA：現在の状況と問題点
2. C.difficile：現在の状況と問題点
3. Rhodococcus equi：研究の現状と新展開
4. 腺疫：現在の状況と問題点

午後

招待講演7 食中毒とその制御 <アジア地域における重要な食中毒とその制御について>

1. Salmonella serogroup Cは公衆衛生上懸念される病原体として考慮すべきか？
2. カンピロバクター食中毒：ASEAN諸国での現状
3. 食中毒菌を制御する新しい技術

招待講演8 環境問題 <海洋プラスチック汚染の現状と対策>

海洋プラスチック汚染 ～マクロプラスチックからマイクロプラスチックまで～



11月13日(日)

第1会場

午前

特別シンポジウムPartⅣ アジアからのOne Healthアプローチを考える 各分野のワンヘルスの取り組み

1. 座長挨拶「本シンポジウムの開催目的」
◎ 蔵内 勇夫[日本獣医師会会長・FAVA会長(現FAVA副会長)] ◎ 釘田 博文[OIEアジア太平洋地域代表]
2. 日本獣医師会におけるワンヘルスの取り組みと期待
◎ 蔵内 勇夫[日本獣医師会会長・FAVA会長(現FAVA副会長)]
3. 世界医師会と日本医師会におけるワンヘルスの取り組みと期待
◎ 横倉 義武[第68代世界医師会会長・日本医師会名誉会長]
4. 世界獣医師会におけるワンヘルスの取り組みと期待
◎ ラファエル・ラガンス[WVA会長]
5. FAVA戦略プラン2021～2025とワンヘルスに関するFAVAの活動
◎ クアザ・ニザムディン・ビン・ハサン・ニザム[現FAVA会長]
◎ バンバン・ボンチョ・ベオステリアンテ[FAVA事務局長・ポゴール農科大学 教授]
6. OIEにおけるワンヘルスの取り組みと期待
7. WHOにおけるワンヘルスの取り組みと期待

午後

8. 日本の獣医学教育におけるワンヘルスの取り組みと期待

◎ 丸山 総一[日本大学 教授・日本公衆衛生学会会長]

9. 福岡県におけるワンヘルスの取り組みと期待

◎ 草場 治雄[福岡県獣医師会 会長]

10. ワンヘルスを学んで(勉強して)思う (福岡県高校生・市民団体)

特別シンポジウムPartⅤ まとめ

1. アジアからのワンヘルスアプローチのコメント及び期待
◎ アチャリア サイラスタ[FAVA バンコク事務所所長・チュラロンコン大学 教授]
2. 大会宣言アジアワンヘルス福岡宣言2022 提案説明・採択、調印

閉会挨拶 ◎ 蔵内 勇夫[日本獣医師会会長・FAVA会長(現FAVA副会長)]

第2会場

午前

招待講演1-6 小動物診療の最新技術 <小動物の運動器疾患とリハビリテーション>

小動物の運動器疾患とリハビリテーション

招待講演1-7 小動物診療の最新技術 <愛玩動物看護師>

愛玩動物看護師に対する法制度

午後

招待講演1-8 小動物診療の最新技術 <FASTの応用>

小動物の救急疾患におけるFASTの応用

第3会場

午前

招待講演9 生産病に関する乳牛の最新知見 <乳牛の周産期の飼養管理と疾病管理の最新知見>

1. 周産期の飼養管理とSARAに関する最新知見
 2. 周産期の疾病管理に関する最新知見
- 最新の乳房炎の治療と予防の現状と課題

午後

招待講演10 獣医学教育 <獣医学教育環境の更なる整備充実に向けて>

1. 日本獣医学教育の歩みと改善への取り組みとFAVAストラテジックプラン(獣医学教育)の紹介
2. 獣医学教育改善に向けた北海道大学獣医学部 ― 帯広畜産大学畜産学部共同獣医学課程の取り組み
3. AVMA認証後のソウル大学獣医学部における獣医学教育の最新動向
4. アジア獣医科大学協議会(AAVS)：これまでの取り組みと課題、そして今後の方向性
5. アジア獣医学教育に関するAAVSとFAVAとの連携について



会場案内

ヒルトン福岡シーホーク

〒810-8650
福岡県福岡市中央区地行浜2-2-3

☎ 092-844-8111



参加費・参加登録期間

大会HP <https://fava2022.com>

参加登録は上記大会ホームページの「参加登録・宿泊予約」メニューよりお申込みください。

		第1次登録 (2022年8月1日正午締切)	第2次登録 (2022年9月30日正午締切)	当日登録 (2022年10月1日以降)
獣医師会 会員 (医療関係者)	全日	30,000円	40,000円	50,000円
	1日	20,000円	25,000円	30,000円
学生 (学生証提示)	全日	8,000円		
動物看護師	全日	10,000円		
同伴者 (配偶者・子など)	全日	8,000円		
上記以外	全日	50,000円		
	1日	30,000円		
ガラディナー		8,000円		10,000円

参加登録に関するお問合せ先

第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会
(令和4年度) 登録事務局株式会社日本旅行 九州法人営業部内
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1-5F
TEL: 092-451-0606
FAX: 092-451-0550
E-mail: fava_fukuoka@nta.co.jp

※「医療関係者」の対象となるのは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士です。

※第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会と第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)が同時開催されます。

FAVA大会にご登録いただきますと、日本獣医師会獣医学術学会年次大会や関連行事(一部有料)にも参加できます。

1 第21回FAVA大会

1. 開会式、記念講演

開会式では、世界獣医師会(WVA)のラファエル・ラガンス会長や日本政府の関係省庁大臣、福岡県知事、福岡市長のご臨席が予定されています。また、開会式後は、ノーベル生理学・医学賞を受賞された本庶佑先生による「免疫チェックポイント阻害因子の発見とがん治療への応用」の記念講演が行われます。

2. 特別シンポジウム

「アジアからのワンヘルスアプローチを考える」と題して、ワンヘルスに関連する国内外の最先端の取り組みについて報告がなされます。

3. 招待講演

国内外の著名な研究者に、小動物臨床や乳牛の生産病など、獣医学領域の10分野についてのご講演をお願いしています。

4. 一般講演

FAVA各国の獣医師による最新の研究・活動のご講演を予定しています。ご講演希望の方は、<https://fava2022.com/call-for-abstract.html>からご応募ください。同年6月に選考予定です。

5. 閉会式及び福岡宣言の採択

大会の最終日に、特別シンポジウムで議論された内容を踏まえて、今後のアジアにおけるワンヘルス活動の指針となる「アジアワンヘルス福岡宣言2022」が発せられる予定です。

6. ガラディナー

FAVA大会にご参加いただいた方の懇親を深めるため11月12日夜に、美味しい福岡県産の食材を使ったディナーを予定しています。(有料)

7. 県内バスツアー

大会の開催期間中に福岡県内のワンヘルスを実感できる見学ツアーを予定しています。(有料)

8. 協賛企業の展示

ご協賛いただいた関連企業の展示ブースを大会期間中、常設します。

9. ランチョンセミナー

関係企業のご支援により、ランチを召し上がっていただきながらのセミナーを開催します。

2 第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)

シンポジウム、教育講演が開催されるほか、各地区学会において受賞された講演が行われ、その中から日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術学会賞」が選出されます。

会務報告

令和4年度 集合狂犬病予防注射関係資材売買契約会

令和4年2月25日(金)午後1時30分から、埼玉県農業共済会館において次の事項を協議した。

1 会長挨拶

一昨年は集合注射の開始とともに緊急事態宣言が発令され、対前年比13.5%の実施率になったが、昨年は一部の市町村を除いて実施することができた。集合狂犬病予防注射業務については、社会に貢献する重要な公益事業であるため、賛助会員の各社と十分に連携して確実に実施できるよう努めてまいりたい。

2 協議事項

(1) 令和4年度集合狂犬病予防注射関係資材売買契約について

各社から提出された狂犬病ワクチン及び注射用資材等についての見積価格を比較検討し、資材ごとに見積の最低価格を契約単価として各社と売買契約を締結することとなった。

(2) その他

集合狂犬病予防注射実施班ごとへの資材納入に当たっては、各社が班長と十分に連絡を取り、資材が円滑に納入されるよう要請した。

第2回 狂犬病予防委員会(書面開催)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年3月1日付けで各委員あての書面により、次の事項を協議した。

1 協議事項

(1) 令和4年度集合狂犬病予防注射実施について

令和4年度における実施予定者、ワクチン等の関係資材の購入及び班別配布計画並びに班長提出書類等について協議し決定した。

事故が発生した場合には、実施者、班長、事務局、委員、支部長等がよく連携をとって、迅速・適確な対応を取ることにした。

(2) 班長会議の書面開催について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、班長会議を書面開催とすることを決定した。

(3) 令和3年度第2回集合狂犬病予防注射実施者講習会(Web開催)の実施について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の集合狂犬病予防注射実施者講習会は送付した資料を熟読していただくことにより開催に代えたが、その後、刻々と変化する新型コロナウイルスの感染状況に対応するため、第2回実施者講習会をZoomミーティングによるWeb開催とすることを決定した。

第2回 班長会議(書面開催)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年3月8日付けで各班長あての書面により、次の事項を協議した。

1 協議事項

(1) 令和4年度集合狂犬病予防注射実施について

令和3年3月11日に改訂した「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する集合狂犬病予防注射実施時の注意事項(改訂版)」に基づいた実施のために必要な資材のサイズ確認を依頼した。

令和4年度の実施予定者、ワクチン等関係資材の購入及び班別配布計画並びに班長提出書類等について書面で説明し、円滑な実施を徹底した。

事故が発生した場合には、関係者との連携や事故報告の提出などについて、迅速・適確な対応を要請した。

咬傷犬に対する狂犬病鑑定について説明し注意喚起した。

ひろば

埼玉県獣医師会学術講習会(東支部担当(Web開催))の開催報告

東支部長 青山 利雄
 学術委員会委員長 高橋 一成
 学術委員 笠次 良宣

東支部では、令和4年3月4日(金)に日本獣医生命科学大学 内科学教室第二 教授竹村直行先生をお招きし、「イヌの僧帽弁閉鎖不全症：特にACVIMステージB2の診断・治療について、一般臨床家に伝えたいこと・実践してほしいこと」と題してZOOM形式のオンライン講習会を実施しました。

日頃の診療で遭遇する機会の多い疾患ということもあり、各支部から多数の会員にご参加いただきました。講義ではACVIMガイドラインに基づいた治療はもとより、身体診察のあり方、心拍数、呼吸数のモニタリングまで、一般臨床家にとって大切なことを解説いただきました。

参加者の皆様からは多くのご質問をいただき、また、講義終了後も一時間近く質疑応答および座談会を行なっていただき、日々の診療に役立つ非常に有意義な講習会となりました。

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

<参加者> 会員69名

お知らせ

3日獣発第324号

令和4年3月7日

地方獣医師会会長各位

公益社団法人 日本獣医師会
 会長 蔵内 勇夫
 (公印及び契印の押印は省略)

愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく国家資格未取得者が用いることのできる名称について

令和元年に成立した愛玩動物看護師法につきましては、令和4年5月1日の法の完全施行を前に、本会といたしましても診療現場における法の円滑な運用に向けた検討及び周知活動等を進めているところです。

本会の職域別部会委員会の一つである小動物臨床委員会(委員長：大林清幸理事)では、愛玩動物看護師が獣医師との適切な役割分担と連携によるチーム獣医療を担う新たな国家資格者として活躍いただくため、動物診療施設における業務のあり方等を検討しております。

その中で、法第42条の規定に基づく「名称の使用制限」について、国家資格を持たない獣医療補助者が今後用いることのできない名称について具体的に示すことが求められました。このことを受け、本会から愛玩動物看護師法をはじめとする獣医療関係法令に抵触する恐れのある獣医療補助者の呼称例をお示しいただくよう照会したところ、令和4年1月28日付け3消安第5767号をもって別添のとおり回答があ

りましたのでお知らせいたします。

特に別添の記の3においては、「特定の名称について紛らわしい名称か否かを判断することは困難であるが、少なくとも看護師又は動物看護師(以下「看護師等」という。)が含まれる名称を使用することは、法第42条に抵触するおそれがあると考えられる。

また、愛玩動物看護師が社会に普及し、認知されるまでの間は、看護師等以外の文言であっても愛玩動物看護師の業務が想起される文言が含まれるものは慎重な取扱いが求められると考えられる。」とされています。

なお、愛玩動物看護師法の施行後は、法第42条に違反した者及びこれを教唆又は幫助した獣医師等は、20万円以下の罰金刑に処せられる旨の罰則が規定されており、当該獣医師に対しては獣医師法に基づき業務停止等の行政罰が課される可能性があることにも留意する必要があります。

つきましては、愛玩動物看護師とともに獣医療を支える国家資格未取得者が用いる呼称については、下記に十分ご留意いただき、飼育者の混乱を招かないよう努めるとともに、社会における愛玩動物看護師の認知度や地位の向上に資するため、その資格取得に協力し、適正なチーム獣医療体制が構築されるよう引き続きご理解とご協力をいただきたく、会員及び関係者への周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 看護師又は動物看護師(以下「看護師等」という。)が含まれる呼称を用いないこと。
- 2 看護師等以外の文言であっても、法の規定に基づく愛玩動物看護師の独占業務である「愛玩動物の診療の補助」が想起される文言が含まれるものは、使用を差し控えるなど慎重に対応すること。

(参考)

愛玩動物看護師法(一部抜粋)

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(参考資料)

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長あて令和3年12月28日付け3日獣発第269号「愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく国家資格未取得者が用いることのできる名称について(照会)」

(別添)

3消安第5767号
令和4年1月28日

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく国家資格未取得者が用いること
のできる名称について(回答)

令和3年12月28日付け3日獣発269号をもって照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

- 1 愛玩動物看護師法(令和元年法第50号。以下「法」という。)第42条において、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない、いわゆる名称独占に関して規定されている。
- 2 一般論として、名称独占はその資格を有しない者が当該職業の名称を使用することを禁止し、公衆の保護を図ることを目的として規定されるものであり、特定の名称が愛玩動物看護師と紛らわしい名称であるか否かについては、愛玩動物看護師の普及状況、認知度等社会情勢の変化に応じて判断されることになるものと考えている。
- 3 このため、特定の名称について紛らわしい名称か否かを判断することは困難であるが、少なくとも看護師又は動物看護師(以下「看護師等」という。)が含まれる名称を使用することは、法第42条に抵触するおそれがあると考えられる。また、愛玩動物看護師が社会に普及し、認知されるまでの間は、看護師等以外の文言であっても愛玩動物看護師の業務が想起される文言が含まれるものは慎重な取扱いが求められると考えられる。
- 4 いずれにせよ、愛玩動物看護師の社会における認知度を向上させ、普及していくことに関係者が取り組むことが重要と考えている。
- 5 なお、本回答については、法律を共管する環境省にも確認済みであることを申し添える。

(参考資料)

3日獣発第269号

令和3年12月28日

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課長

郷 達 也 様

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 蔵 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく 国家資格未取得者が用いることのできる名称について(照会)

平素より本会の事業にご理解とご指導を賜りありがとうございます。

さて、令和元年に成立した愛玩動物看護師法につきましては、令和4年5月1日の法の完全施行を前

に、本会といたしましても診療現場における法の円滑な運用に向けた検討及び周知活動等を進めているところ です。

本会の職域別部会の一つである小動物臨床部会(部会長：大林清幸理事)の常設委員会として設置されている小動物臨床委員会では、愛玩動物看護師が獣医師の下でチーム獣医療を担う新たな国家資格者として活躍いただくための動物診療施設における対応等を検討しております。

その中で、法第42条に規定される名称の使用制限について、国家資格を持たない獣医療補助者が今後用いることのできない名称について具体的に示す必要性が求められているところです。つきましては、別紙の獣医療補助者の呼称例のうち、愛玩動物看護師法をはじめとする獣医療、医療等関係法令に抵触する恐れのあるものをご教示いただきたく、誠に勝手ながら令和4年1月末日までにご回答頂きますようお願い申し上げます。

(別紙)

愛玩動物看護師法施行後における 国家資格を取得していない獣医療補助者が用いることが考えられる呼称例

(1) 動物看護助手	(24) 獣医師補助者	(47) アニマルアシスタントナース
(2) 動物医療助手	(25) 動物看護補助者	(48) アニマルメディカルアシスタントナース
(3) 動物診療助手	(26) 動物病院技師	(49) アニマルテクニカルアシスタントナース
(4) 獣医診療助手	(27) 動物看護アシスタント	(50) アニマルメディカルヘルパー
(5) 獣医科助手	(28) 動物医療アシスタント	(51) 獣医療ヘルパー
(6) 動物衛生助手	(29) 動物診療アシスタント	(52) 動物医療ヘルパー
(7) 動物管理衛生助手	(30) 動物医療アシスタント	(53) 動物病院ヘルパー
(8) 動物愛護衛生助手	(31) 獣医療アシスタント	(54) ペット医療ヘルパー
(9) 動物病院助手	(32) 動物病院アシスタント	(55) アニマルヘルパー
(10) 准看護師	(33) ペット医療アシスタント	(56) ペットヘルパー
(11) 准動物看護師	(34) テクニカルアシスタント	(57) 動物ケアスタッフ
(12) 動物准看護師	(35) アニマルアシスタント	(58) アニマルサポートスタッフ
(13) 動物衛生士	(36) メディカルアシスタント	(59) アニマルケアスタッフ
(14) 動物愛護士	(37) アニマルヘルスアシスタント	(60) 動物医療サポートスタッフ
(15) 動物医療管理士	(38) アニマルメディカルアシスタント	(61) 動物ケアスタッフ
(16) 動物医療看護師	(39) アニマルテクニカルアシスタント	(62) 動物医療サポーター
(17) 動物管理衛生士	(40) アニマルヘルステクニシャン	(63) 動物診療サポーター
(18) 動物愛護衛生士	(41) ペットテクニシャン	(64) アニマルヘルスサポーター
(19) 動物臨床技師	(42) 動物医療テクニシャン	(65) アニマルケアサポーター
(20) 動物総合士	(43) アニマルテクニシャン	(66) アニマルケアマネージャー
(21) 動物支援員	(44) アニマルナース	(67) アニマルアテンダント
(22) 獣医補助者	(45) アニマルメディカルナース	(68) 動物診療アソシエイト
(23) 獣医療補助者	(46) アシスタントナース	(69) 動物医療支援者

3日獣発第330号

令和4年3月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 蔵 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和3年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会 開催のお礼

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年1月21日(金)から2月6日(日)までの17日間、オンデマンド配信にて開催した令和3年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会につきましては、貴会の多大なるご協力をいただき、盛会裏に終了することができました。

貴会関係各位のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

また本年次大会では、公益社団法人日本医師会との連携により開催したシンポジウム「ここまでわかった、人と動物における新型コロナウイルス感染症 ―コロナ禍におけるペットとの付き合い方―」や教育講演等の数多くのプログラムを、全国へ約2週間にわたるオンデマンド配信という新たな開催形式で盛況のうちに終えることができ、大変有意義であったと考えております。

ここに改めて、衷心より厚く感謝申しあげ、略儀ながら書中をもって御礼に代えさせていただきます。

事 務 連 絡

令和4年2月22日

地方獣医師会会長 各 位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政 人

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、令和4年2月15日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐(薬事審査管理班担当)から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第8号)が交付され、同日施行されたことについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 メチレンブルー(別名メチルチオニウム)及びその製剤(メチレンブルー5パーセント以下を含有

するものを除く。)を毒薬に指定する。

- 2 現在承認されているメチレンブルー製剤は、全てメチレンブルー 濃度が5 %以下であるため、今回の改正により毒薬に指定される製剤はない。
- 3 イベルメクチン及びその製剤について、毒薬及び劇薬の区分に係る実質的な内容の変更はない。

※別添省略

事 務 連 絡

令和4年3月22日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政 人

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する 医療等の用途を定める省令の一部改正について(通知)

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐(薬事監視指導班担当)から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、厚生労働省医薬・生活衛生局長から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第34号)が公布されたことに伴い、下記の改正概要についての周知が依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 新たに6物質について、中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。
- 2 指定された物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

※別添省略

埼玉県獣医師会提携ローンについて

会員の福利・厚生増進並びに獣医療推進の一環としての銀行との「提携ローン」について、年度の当初にあたり、下記のとおり「埼玉りそな銀行」、「武蔵野銀行」からご案内がありましたのでお知らせします。

なお、ご利用に当たっては、獣医師会長の「紹介状」が必要です。獣医師会事務局までご相談下さい。

① 株式会社 埼玉りそな銀行

2022年3月吉日

公益社団法人 埼玉県獣医師会 御中

株式会社 埼玉りそな銀行
さいたま営業部
部長 島田 文太郎

お知らせ

拝 啓

貴会ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、貴会との提携により「住宅ローン」につきまして、期間限定にて下記条件でのお申込受付をさせていただきます。

なお、商品の詳しい内容につきましては、弊社担当者までお問合せ下さい。

今後とも、貴会のお役に立てますよう努力を重ねて参る所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

項 目	内 容
対象住宅ローン	・ 変動金利型住宅ローン ・ 固定金利選択型住宅ローン
金利内容	変動金利型住宅ローン 標準金利 △1.4% 固定金利選択型住宅ローン 標準金利 △1.4% (ご利用全期間)
お取扱期間	2022年4月1日～2022年9月30日お申込受付分まで(「保証委託申込書」の「お申込日」が2022年9月30日までのものとさせていただきます。)

※その他条件は貴会との提携ローン契約に準じます

以 上

② 株式会社 武蔵野銀行

公益社団法人 埼玉県獣医師会 御中

株式会社 武蔵野銀行
常務執行役員
地域サポート部
部長 齊藤政春

お知らせ

拝 啓

貴会ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊行に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、貴会との提携によります会員の皆様向けに「むさしの獣医師ローン」(事業ローン・住宅ローン)の取扱いを致しております。

つきましては、資金調達の際は是非ともご利用をご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、商品の詳しい説明につきましては、各店窓口までお問合せ下さい。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬 具

広告

伝 わ る
大 反 響
デ ザ イン

NO RESPONSE, NO DESIGN!



株式会社アサヒコミュニケーションズ

本社・工場／〒365-0038 埼玉県鴻巣市本町 4-3-23 TEL.048-541-5152



令和3年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和4年3月20日現在)

年 月 日	産 業 動 物	小 動 物	公 衆 衛 生
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月 9 日(木)		北支部 「新型コロナウイルス感染対策および動物への感染について」 東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センター 水谷哲也 先生 【Zoomにて開催】	
9 月 12 日(日)	令和3年度 関東・東京合同地区獣医師大会(栃木) 獣医学術関東・東京合同地区学会 (宇都宮市 栃木県総合文化センター)→Zoomにて配信		
10 月 31 日(日)		さいたま市支部 「猫の心筋症～無徴候猫のスクリーニング検査を考える～」 どうぶつの総合病院 高野 裕史 先生 【Zoomにて開催】	
11 月			
12 月			
12 月 20 日(月)		西支部 「よくある脳疾患の診断と治療(てんかんを除く)」 日本獣医生命科学大学 長谷川 大輔 先生 【Zoomにて開催】	
令和4年 1 月 21 日(金) ～2 月 6 日(日)	令和3年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会【Web開催】		
1 月 25 日(火)	農林支部 令和3年度埼玉県家畜保健衛生業績発表会 (さいたま市 埼玉会館)		
2 月 2 日(水)		南支部 「10万件の国内データベースから学ぶ、鑑別診断リスト活用のすすめ(胸腔内・腹腔内病変編)」 ノースラボ 賀川 由美子 先生 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 【Vetscopeにて開催】	
2 月 11 日 (金・祝)		北支部 「第1部：最近多すぎる、猫の尿管結石について」 「第2部：急性膀胱炎って？」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 【Zoomにて開催】	
2 月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
3 月 4 日(金)		東支部 「イヌの僧帽弁閉鎖不全症：特にACVIMステージB2の診断・治療について、一般臨床家に伝えたいこと・実践してほしいこと」 日本獣医生命科学大学 竹村 直行 先生 【Zoomにて開催】	

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>

ID: SVMA (半角・大文字) パスワード: MITSUO (半角・大文字)

3月4日	埼玉県獣医師会学術講習会(東支部担当 (Web開催))	7月15日	全国獣医師会事務・事業推進会議(東京 都千代田区 都市センターホテル)
4月17日	第1回関東・東京合同地区獣医師会理 事会(神奈川県海老名市 レンブラント ホテル海老名)	9月4日	関東・東京合同地区獣医師大会・三学 会(神奈川県海老名市 レンブラントホ テル海老名)
5月11日	埼玉県畜産会第1回理事会(熊谷市 ホ テルヘリテイジ)	9月30日	令和4年度全国獣医師会会長会議(東京 都千代田区 都市センターホテル)
6月3日	埼玉県畜産会第67回通常総会(熊谷市 ホテルヘリテイジ)	10月1日	2022動物感謝デー in JAPAN(東京都台 東区 上野恩賜公園)
6月9日	埼玉県獣医師会第74回定時総会(さいた ま市 清水園)	11月11日 ～13日	第21回アジア獣医師会連合(FAVA) 大会、第40回日本獣医師会獣医学術学 会年次大会(令和4年度)(福岡県福岡市 ヒルトン福岡シーホーク)
6月17日	関東しゃくなげ会研修会(東京都台東区 上野精養軒)		
6月22日	日本獣医師会第79回通常総会(東京都港 区 明治記念館)	令和5年	
7月3日	第2回関東・東京合同地区獣医師会理 事会(神奈川県藤沢市 藤沢商工会)	2月26日	第3回関東・東京合同地区獣医師会理 事会(神奈川県藤沢市 藤沢商工会)

編集後記

映画ではない、現実だ！まさか、この時代にこんな大きな戦争が起きるとは？

プーチン大統領はウクライナに対して無差別に避難所、学校、子供、赤ん坊、妊婦、病院、原発にまで爆撃やミサイルを撃ち込んで殺戮を繰り返し、世界の批判に追い詰められてなのか、生物化学兵器まで使おうとしてウクライナを焦土化している。

狂気の沙汰だ！昔の日本軍の大本営の様に「プロパガンダ」でロシア国民を騙し続けている。冷戦後、ペレストロイカで多くの西側諸国との関係が改善され、多くの企業が進出して良くなったと思っていたが世界をも騙した。非難する言葉が見当たらない。

国連総会のロシア非難決議では圧倒的多数で141カ国が賛成して国際社会はロシアを孤立化させているが、中国やインドなどが加担する動きだ。世界経済を巻き込んだロシアの悪行に殆どの国や企業、団体が反ロシアで動いているがなかなか解決の窓口が見つからない。何とかしてプーチンを止めて欲しい。日本の国会はやっとのことで命を懸けて戦っているウクライナのゼレンスキー大統領の演説を受け入れたが、対応が遅い、欧米諸国との温度差を感じる。平和ボケだ！

ガソリンをはじめ、全ての物が値上がりし、畜産農家は小麦、トウモロコシなどの飼料の値上げが続き苦しんでいたが、これでは追い打ちをかけられて廃業に追い込まれてしまう。

提案したい。①「『瑞穂の国』の国民は米を食べるべし。」②「後継者不足で耕作放棄農地が増え続けている。農業離れは低収入と3Kが原因だ、農家への支援の仕方が間違っているのではないか？ウクライナで農業が盛んな事を知らなかったが、欧米諸国はもとより、農業国として成功している国の農政を見習って穀物など農産物の国内生産に本腰を入れ、早急に麦、トウモロコシなど穀物を

輸入に頼り過ぎない農政改革をすべし。」である。

まん延防止等重点措置が解除されたが、COVID-19は学校や施設での感染拡大がなかなか沈静化していない。先日の新聞に、世界銀行がコロナ禍での学校閉鎖などによる学力低下で、生涯を通じて生徒達が得られるはずの収入が下がって世界全体の損失額が約2千兆円に上る可能性があり、世界のGDPの14%に相当するそうだ。国の将来は教育にあるはず、早く乗り越えたい。

昨年度に引き続き資料を配布することにより開催に代えた集合狂犬病予防注射実施者講習会でしたが、3月16日に第2回目の講習会がWebで開催されました。その後の2回の見逃し配信を含め128名の先生方に参加していただきました。ご苦勞様でした。視聴できなかった先生には本会報にその内容が掲載されていますのでお目通しをお願いします。いよいよ4月から集合狂犬病予防注射が始まります、実施者の先生方には「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する集合狂犬病予防注射実施時の注意事項(改訂版)」を順守され、無事に終了することを願っております。

今年の桜は地震や戦争でなかなか楽しんでいる間はない。新社会人も昨年同様殆どがリモート授業での大学卒業でした。県庁や各会社、動物病院には獣医師の新人が奉職されます。おめでとうございます。共に社会の為に頑張りましょう。

また、県職員を退職される先生方、新型コロナウイルス感染症を始めとしてO-157、豚熱、鳥インフルエンザ、オーエスキー病、BSE、口蹄疫、等々色々ありました。長い間のご活躍お疲れ様でした。人生100年時代と言います、これからは枠に囚われない人生を楽しんで下さい。

本稿が届く頃にはウクライナの国民、イヤ全世界の人々が安堵する報道がされる事を祈りながら会報701号をお届けします。(不動)



株式会社 **アスコ**

<http://www.asco.sala.jp>

国内広域展開の動物用医薬品ディーラー
人と動物の健やかな共生環境づくりに貢献します

本 社

〒441-8021
愛知県豊橋市白河町100番地

TEL 0532-34-3821
FAX 0532-33-3611

営業所

- ・東日本支店
前橋、松本、旭、茨城、栃木、東京
大宮、宮城、福島
- ・中日本支店
豊橋、安城、浜松、沼津、岐阜、名古屋
- ・西日本支店
広島、山口、米子、岡山、大阪、京都

人が食べるものと同じだけ安全で
美味しいものを愛犬にも与えたい。

ドクタークレド

Dr. CREDO

胃腸と皮膚が気になる

成犬用 総合栄養食

No.1

血流と健康が気になる

中・高齢犬用 総合栄養食

No.2

体重と健康が気になる

成犬用 総合栄養食

No.3

美味しさに
自信

ドクターイデア

Dr. IDEA

こだわりの国産品。
いつでも新鮮! 小分けパック。

下部尿路に

No.1

体重管理に

No.2

7歳から

No.3

愛犬・愛猫のトータルサポートフード

着色料不使用

自然派由来の酸化防止剤



森久保CAメディカル株式会社

神奈川 : 046-206-5713
三郷 : 048-948-2112

山梨 : 055-267-6758
茨城 : 0296-54-6101

東京 : 042-564-2381
千葉 : 043-309-5430

埼玉 : 04-2968-0881



日本獣医師会・獣医師会活動指針

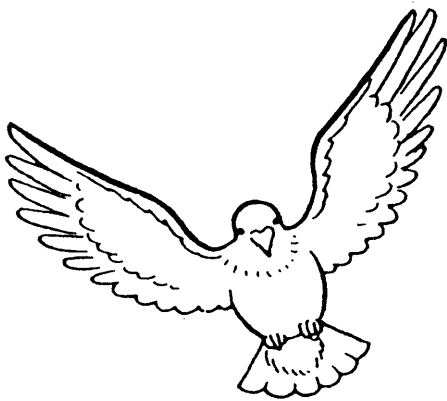
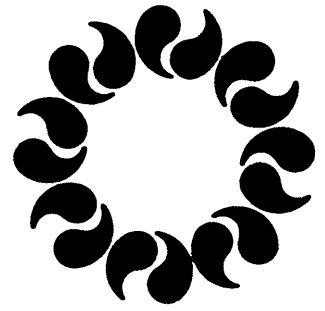
－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言－」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

彩の国



さいたま

